

第 1 1 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成19年10月24日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市児童福祉センター（以下「児童福祉センター」という。）における、平成18年度及び平成19年度の児童虐待に関する会議で配布された文書及び会議録（障害を有する児童に関する会議のもの）の公開請求を行った。

2 同年11月 7日、実施機関は、上記の公開請求に対して、請求に係る受理会議資料及び援助方針会議資料（以下これらを「本件会議資料」という。）を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件会議資料は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるため。

3 同月12日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

条例第 7条第 1項第 1号に該当しない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件会議資料には、児童氏名、生年月日、住所、保護者始め家族構成、相談内容等が記載され、虐待事例については職員の調査内容等が記載されている。これらはすべて個々の児童の個人情報であり、通常他人に知られたくないものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件対象文書について

- (1) 受理会議は、一般市民、他機関、家庭裁判所等からの相談、送致、通告等により、児童福祉センターにおいて受け付けた事案について受理するかどうかを検討する会議であり、当該会議において使用する資料が、受理会議資料である。

受理会議資料には、対象児童の氏名、生年月日、家族構成、相談者、相談内容が記載されており、会議終了後、今後の方針が記録される。

- (2) 援助方針会議は、社会判断、心理判断等を踏まえ、対象児童の援助方針を定める会議である。障害を有する児童に関する援助方針会議については、特に、障害会議と称している。援助方針会議における審議資料が、援助方針会議資料であり、障害会議の場合は、障害会議資料と呼ばれている。

援助方針会議資料又は障害会議資料には、対象児童の氏名、生年月日、家族構成、判定内容が記載されているほか、援助内容である会議結果も記録されている。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

当審査会は、本件会議資料が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件会議資料には、児童の氏名、生年月日、家族構成、判定内容、会議結果等が記載されている。また、本件公開請求においては、障害を有する児童のものに限定されていることから、対象児童の生活環境や生育歴のほか、知的障害、発達障害等の診断内容に関する情報も含まれている。これらは、個人に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件会議資料が通常他人に知られたくないと認められるものか否かについて判断する。

本件会議資料に記載された情報を公開すると、対象児童及びその家族らの生活状況、対象児童の知的障害、発達障害等の診断内容や決定された援助の内容等が明らかとなるが、これらは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(4) したがって、本件会議資料は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年12月18日	諮問書の受理
12月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
平成20年 2月13日	実施機関の弁明意見書を受理
3月 4日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するよう再度通知

平成22年10月12日 (第118回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
11月 9日 (第119回審査会)	調査審議
平成23年 3月 1日 (第123回審査会)	調査審議
3月24日	答申